



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

# 区画整理だより

<発行日>  
 平成24年7月吉日  
 <発行者>  
 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合  
 理事長 蟹江鎌一  
 ※組合事務所  
 日進市赤池町箕ノ手2番地135  
 Tel/Fax. (052) 807-3126  
 <ホームページ>  
<http://www.nisshin-akaike.com/>

## 「組合事務所の移転について」

理事長 蟹江 鎌一

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本組合事業に格別のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、組合事務所を新たに開設いたしましたので、ご報告申し上げます。

今までは、赤池駅に近接したビルの一部を組合事務所としておりましたが、組合設立後約2年が経過し、今後本格的に工事等を進めていく上で、組合員の皆様方をはじめ関係者の方へ、より円滑な対応をさせていただくため、組合事務所を新たに開設いたしましたので、よろしく願いいたします。

詳しくは、裏面をご参照いただきますよう、お願いいたします。

さて、組合の現状についてですが、商業街区及びその周辺部に立地している建物等の移転について、関係者の方のご理解をいただき、進めさせていただいております。

工事については、現在、山田池周辺の立木等の伐採を行っており、今後本格的に整地等の工事を進めていく予定です。

今後とも、工事施工に際しては、周辺住民の方へご迷惑をお掛けすることと思っておりますが、細心の注意を払い、進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今後も役員一同事業推進に努めてまいりますので、皆様方のご理解並びにご協力の程よろしくお願い申し上げます。

## 平成24年度第1回総代会報告

平成24年5月8日付けにて、愛知県知事より、第1回事業計画変更の認可を受け、6月3日（日）、平成24年度第1回総代会を開催し、次の5議案を上程し、全て議決されました。

議案	内容
議案第1号	整理後路線価の一部変更について
議案第2号	仮換地の一部指定変更について
議案第3号	保留地の一部変更について
議案第4号	平成24年度経費収入支出補正予算について
議案第5号	借入金の借入限度額の変更について

## 組合事務所移転のお知らせ

平成24年6月25日(月)より下記位置に移転し、住所が変更となりましたので、よろしくお願いいたします。

住所 〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地135

電話 052(807)3126

執務時間 平日：午前9時から午後4時まで

(但し、正午から午後1時までは休務)

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日(年末・年始・お盆)



## 組合からのお願い

### 土地の名義等を変更された方へ

地区内の土地で次のような行為をなされた方は、組合にその土地の『登記事項証明書』を必ずご提出下さい。(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき          | ④ 複数名義から単独名義になったとき                           |
| ② 贈与、相続されたとき       | ⑤ 合筆、分筆されたとき                                 |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があった場合<br>(但し、抵当権のみの変更は除く) |

### 住所変更された方へ

皆様への通知・案内文書を送付する都合もありますので、転居等により住所変更された方は、住民票の写しを組合へ提出して下さい。

(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

### 土地区画整理法第76条申請について

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思ひます。(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

### 土地の立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

立入時間: 日の出より日没まで